

インドネシアにおける法制度の整備・執行

1 法体系

1.1 インドネシアの法令の種類

インドネシアの法令は、民族と宗教の多様性を反映し、制定法のほかに慣習法（アダット法）及び宗教法が、現在の法制度の枠内に国家法と併存している。また、植民地時代のオランダ語による刑法典や、民商事法典が有効のままとなっている。国民の約90%がイスラームを信仰する国であり、司法では¹宗教裁判所および宗教省もある。制定法令は表 1.1²のような序列となっている。

表 1.1 インドネシアの法形式と決定機関など

No	法形式	インドネシア語表記(省略形)	決定機関	交付など
1	憲法	Konstitusi	国民協議会	
2	国民協議会決定	Decree of the MPR (TAP MPR:)	国民協議会	
3	法律	Undang-Undang (UU)	国会承認	大統領公布
4	法律代行政令 (緊急政令)	Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang (Prp)	事後国会承認	大統領
5	政令	Peraturan Pemerintah (PP)	政令相当	大統領
6	大統領令	Keputusan Presiden (KepPres)	政令相当	大統領
	大統領規則	Peraturan Presiden (PerPres)	政令相当	大統領
7	大統領告示	Instruksi Presiden (InPres)	通達相当	対外効あり
8	大臣令 (大臣決定)	Keputusan Menteri Negara (KepMen)	省令相当	所管大臣
	大臣規則	Peraturan Menteri Negara (PerMen)	省令相当	所管大臣
9	大臣告示	Instruksi Menteri (InMen)	通達相当	対外効あり
10	地方規則	Peraturan Daerah (PerDa)	条例相当	

環境基本法は、「環境の保護及び管理に関する法律」（2009年法律第32号）である。水質汚濁対策を例にとると、日本の水質汚濁防止法のように包括的な法律によるのではなく、基本法に基づく政令である（表 1.2）。廃棄物管理法（2008年法律第18号）は法律であるが、そのほかの個別環境対策法令は、政令である。「大気汚染の防止に関する政令」（1999年政令第41号）、「水質管理及び水質汚濁防止に関する政令」（2001年政令第82号）、「有害廃棄物の管理に関する政令」（2014年政令第101号（1999年政令第18号を改訂））、「環境影響評価に関する政令」（2012年政令第27号（1999年政令第27号を改訂））がそれぞれ制定されている。

¹ 鮎京正則、アジア法ガイドブック、名古屋大学出版会、2009。

² 山下輝年、インドネシアの司法制度と司法改革の状況、法務省法務総合研究所国際協力部報（ICD NEWS）3号、2002

1.2 環境汚染対策に関する法令

インドネシアの環境法令を表 1.2 に示す。表では環境に直接関係する法律と政令は太字で示している。大臣規則、大臣令などの施行令は、主なものを掲載した。省令としてガイドライン (Pedoman) も多数交付されているが、法制度の運用上、基本的と思われるものを掲載している。Proper、Adipura など、セミボランタリープログラムに係る省令は省いた。

表 1.2 インドネシアにおける環境汚染対策に係る法令

分野	法令
環境管理	環境管理法 (2009年法律第32号)
	* 1982年制定、1997年及び2009年に改訂
	空間計画法 (2007年法律第26号)
	環境監査 (2013年環境大臣規則第3号)
	土壌と水の保全 (2014年法律第37号)
	沿岸域及び小諸島の管理に関する2007年法律第27号の改正 (2014年法律第1号)
地方分権	地方自治法 (2004年法律第32号)
	中央地方財政均衡法 (2004年法律第33号)
	中央政府及び地方政府の職務 (2007年政令第38号)
水質 (一般)	水質汚濁の防止及び水質管理 (2001年政令第82号)
	水資源法 (2004年法律第7号)
	海水の水質基準 (2004年政令第51号及び第179号)
	海域への排水許可条件および手続き (2006年環境大臣規則第12号)
	水公害防止管理者資格認証及び資格基準 (2009年環境大臣規則第3号)
	水質汚濁防止の防止及び水質管理規則 (2010年環境大臣規則第1号)
水質 (排水基準)	石炭掘削・関連事業 (環境大臣令 2003年第113号)
	金・銅採掘業 (環境大臣令 2004年第202号)
	錫採掘業 (環境大臣規則 2006年第4号)
	ニッケル採掘業 (環境大臣規則 2006年第9号)
	ビニル (モノマー・ポリマー) 工業 (環境大臣規則 2006年第10号)
	火力発電事業 (環境大臣規則 2009年第8号)
	油脂化学産業 (環境大臣規則 2009年第10号)
	鉄採掘業 (環境大臣規則 2009年第21号)
	工業団地 (2010年環境大臣規則第3号)
	石油・ガス・地熱利用産業 (2010年環境大臣規則第19号)
	炭層メタンガス利用産業 (2011年環境大臣規則第2号)
	産業排水の基準 (環境大臣規則 2014年第5号)

分野	法令
大気関係	越境煙霧（ヘイズ）汚染に関する ASEAN 合意の批准(2014 年法律第 26 号) 大気汚染防止（1999 年政令第 41 号） 大気汚染指標（1997 環境大臣令第 45 号） 地域の大气汚染防止（2010 年環境大臣規則第 12 号） 固定発生源からの排出基準（1995 年環境大臣令第 13 号） 天然ガス・石油事業からの排ガス基準（2003 年環境大臣令 129 号） 新型自動車及び継続生産自動車の排出ガス基準（環境大臣令 2003 年 141 号） 肥料産業からの排ガス基準（環境大臣令 2004 年第 133 号） 中古自動車の排出ガス基準（2006 年環境大臣規則第 5 号） ボイラーからの排ガス基準（2007 年環境大臣規則第 7 号） セラミック産業からの排ガス基準（2008 年環境大臣規則第 17 号） カーボンブラック工業からの排ガス基準（2008 年環境大臣規則第 18 号） 火力発電事業からの排ガス基準（2008 年環境大臣規則第 21 号） 自動車排出ガス基準（2009 年環境大臣規則第 4 号） 石油・ガス事業の固定発生源排出基準（2009 年環境大臣規則第 13 号） 道路交通運送法（2009 法律第 22 号） カテゴリーL3（オートバイ）の排出ガス基準（2012 年環境大臣規則第 23 号） 石油・ガス産業の排出負荷計算法（2012 年環境大臣規則第 12 号） 鉱山活動の固定発生源排出基準（2013 年環境大臣規則第 4 号）
騒音関係	騒音に関する環境基準（1996 年環境大臣令第 48 号） 新型自動車の騒音基準（2009 年環境大臣規則第 7 号）
振動関係	振動に関する環境基準（1996 年環境大臣令第 49 号）
悪臭関係	悪臭に関する環境基準（1996 年環境大臣令第 50 号）
環境影響評価 ³	環境許可（2012 年政令第 27 号） *1999 年政令第 27 号改訂 環境影響評価文書処理資格認定及び資格養成機関（2010 年環境大臣規則第 7 号） 環境影響評価の評価・委員会許可条件と手続き（2010 年環境大臣規則第 15 号） 環境影響評価文書手続き（2012 年環境大臣規則第 16 号） 環境影響評価対象の事業計画/活動の種類（2012 年環境大臣規則第 5 号） 環境影響評価住民参加及び環境許可手続き（2012 年環境大臣規則第 17 号）

³ 環境影響評価： Analisis Mengenai Dampak Lingkungan Hidup（AMDAL）

分野	法令
廃棄物関係	環境許可規則（2013年環境大臣規則第8号）
	廃棄物管理法（2008年法律第18号）
	家庭及び関連部門の廃棄物管理（2012年政令第81号）
	有害廃棄物の管理（2014年政令第101号）
	有害廃棄物の一時保管、収集、依託処理、中間処理施設、処分施設、容器ラベル（1995年環境影響環境管理庁令第1号～第5号）
	有害廃棄物の港における収集と貯蔵施設（2007年環境大臣規則第3号）
	有害廃棄物の利用（2008年環境大臣規則第2号）
	有害廃棄物のシンボル及びラベル（2008年環境大臣規則第3号）
	港における廃棄物管理（2009年環境大臣規則第5号）
	有害廃棄物管理のライセンス取得手続き（2009年環境大臣規則第18号）
	有害廃棄物管理に関する地方政府の許可手順等（2009年環境大臣規則第30号）
自然保護	泥炭の保護と生態系管理（2014年政令第71号）
	持続可能な沿岸保全プログラム（1996年環境大臣令第45号）
	サンゴ礁の被害評価基準（2001年環境大臣令第4号）
	サンゴ礁の評価手続き（2001年環境大臣令第47号）
	藻場の被害評価基準と評価手続き（2004年環境大臣令第200号）
	マングローブの被害評価基準と評価手続き（2004年環境大臣令第201号）
環境被害防止	Cタイプ鉱業（砂利採取等）に係る環境被害評価基準（1996年環境大臣令第43号）
	バイオマス生産に係る土壌被害基準の評価・手続（2006年環境大臣規則第7号）
	金採掘に係る公害防止・環境被害防止の手続き（2008年環境大臣規則第23号）
	有毒廃棄物による汚染土地の回復手順（2009年環境大臣規則第33号）
	森林火災がもたらす土地や森林の汚染・被害の防止（2010年環境大臣規則第10号）
	公害補償および環境被害防止（2011年環境大臣規則第13号）
	環境保護のための行政処分手続き（2013年環境大臣規則第2号）
	環境紛争調停手続き（2013年環境大臣規則第4号）
組織その他	各省庁の所掌を定める大統領令 2001年第101号改正（2002年大統領令第2号）
	中央政府の組織、職務及び機能に関する 2010年大統領令第24号の第7改正（2014年大統領令第135号）
	中央政府組織構成（2015年大統領令第7号）

分野	法令
	環境林業省について（2015年大統領令第16号）
	環境省の組織及び事務分掌（2012年環境大臣規則第18号）
	地方政府の環境組織の組織改革に関する内務省と環境省の共同通知文（No061/163/SJ/2008 AND SE-01/MENLH/2008）
	公共情報サービス（2011年環境大臣規則第6号）

1.2.1 環境管理法

1982年に制定された環境管理基本法は、1997年に改訂され、環境管理法と命名された。全11章、52の条文から構成され、改訂に当たっては環境規制強化、罰則強化、環境紛争処理規定の充実、環境情報に関する権利規定の導入等が行われた。

同法は、2009年に再び改訂され、環境の保護及び管理に関する法律（2009年法律第32号）として公布されている。内容は総則、原則・目的及び目標、計画、利用、管理、環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム（UKL-UPL）、被害未然防止、有害有毒物質の管理、権利・義務及び禁止、国民の参加、監督及び行政処分、環境紛争の処理、捜査と立証、罰則規定、経過措置、結語の全17章、127条の構成となっている。名称に“保護”が加えられ、環境の保護のための当局の権限や罰則が大幅に強化され、環境省には警察と協力して環境犯罪の容疑者を逮捕する権限が与えられている⁴。

1.2.2 水質汚濁対策

地方分権化により、水質汚濁管理を含む環境管理の権限を県・市政府に移管することとなった。2001年「水質管理及び水質汚濁防止に関する政令（2001年政令第82号）」では、インドネシアにおける水質汚濁管理を以下のように規定している。

- 水質汚濁管理の責任を中央政府から州もしくは県・市政府に移管する。
- 環境省は、水質汚濁管理に係る国の基本方針を策定する責任を有する。
- 州境や国境を越えた水に関する問題については中央政府が対処する。

“水”の管理と利用に関しては、先進国、途上国を問わず、ひとつの河川流域のみをとっても、複数の省庁、地方政府、コミュニティが関与する。このため複数の関連法令が存在するが、主な省は環境林業省、農業省、保健省、公共事業と公営住宅省、工業省、エネルギー・鉱業資源省等である。組織相互の連携、情報の共有などが水質汚濁対策において極めて重要であり、インドネシア自治法、水質管理政令などでも、強調されている事項である。

1.2.3 大気汚染対策

1999年政令第41号は、インドネシアにおける大気汚染管理を以下のように規定している。

- 環境省は、国の大気環境基準、固定発生源・移動発生源の排出基準、大気汚染管理に関する技

⁴ EnviX 環境法規制ニュース. 2009/10/26 <http://news.envix.co.jp/2009/10/indonesia-environmental-law.html>

術ガイドライン等を策定し、施行する義務を有する。また、環境省はオゾン層破壊物質（Ozone Depletion Substances: ODS）及び温暖化問題に対処するための政策・施策を策定する。

- 州知事は、国の大気汚染基準及び州の大気汚染状況を勘案し、州知事令をもって州の大気環境基準を規定することができる（5年ごとに再検討する必要がある）。たとえば、ジャカルタ特別州、東ジャワ州及びカリマンタン州が独自の大気環境基準を規定することができる。
- 県知事・市長は、州知事の監督の下、地域の環境管理を実施する。
- 自動車排ガス試験は、運輸省（Ministry of Communications）の運輸道路交通局（Traffic and Road Transportation Agency）等、道路交通を監督する機関によって実施される。

1.2.4 騒音、振動及び悪臭の対策

騒音、振動及び悪臭に関する環境基準は、それぞれ1996年の環境大臣令第48号、第49号及び第50号で定められている。

- 騒音に関しては、土地利用形態（居住、商業、事務所、緑地、工業、官庁・公共施設、レクリエーション施設、その他空港、駅、港、文化財）と活動形態（病院、学校、お祈り場所）に応じて騒音レベルが定められている。
- 振動に関しては、周波数ごとの振動レベルが定められている。
- 悪臭に関しては、アンモニア、硫化水素等5項目に関して環境基準が定められている。

1.2.5 環境影響評価

環境影響評価制度（AMDAL）は、1983年環境管理基本法第16条の規定（環境に重大な影響を及ぼす可能性のある事業は、環境影響評価を実施しなければならない）に基づいて、1986年に導入され、1993年の「環境影響評価に関する政令」（第51号）では、初期スクリーニングプロセスの簡略化や、複数の省庁がからむ事業の審査に関する、環境影響管理庁の権限強化などを柱とした制度の抜本的改訂が実施され⁵、その後1999年にも改訂され、さらに2012年に再改訂されている（2012年政令第27号）。環境影響評価の対象となる事業または活動の種類及び規模については、「環境影響評価を実施すべき事業または活動及び規模に関する環境大臣規則（2012年第5号）」により定められている。AMDAL報告書の作成を専門的に担当するコンサルタントが存在し、これらの業者に関する情報（連絡先等）は環境省のWebサイトで公開されている。

1.2.6 廃棄物管理

廃棄物管理に係る法令⁶は、環境保護及び管理法（2009年第32号）、廃棄物管理法（2008年第18号）、有害廃棄物管理（2012年政令第18号）、中央政府及び地方政府の役割（2007年政令第38

⁵ 近畿経済産業局. 平成19年度近畿地域における環境・省エネビジネスの戦略的アジア展開支援に係る調査, 2008.

⁶ 平成23年度環境省請負調査報告書（平成26年度改訂版）

号)、家庭及び関連部門の廃棄物管理(2012年政令第81号)が主なものである。

廃棄物管理法は廃棄物(「sampah」)を、ア.家庭廃棄物、イ.商業分野、ウ.産業分野で発生する廃棄物、およびエ.B3/建築残さ等、と区分し、すべての者が家庭、商業および産業廃棄物の発生を最小限に抑えることとしている。廃棄物を示す言葉として「limbah」という言葉もあり、一般的には「limbah」は液状廃棄物、またはB3(有害、危険および有毒廃棄物)と理解されている。

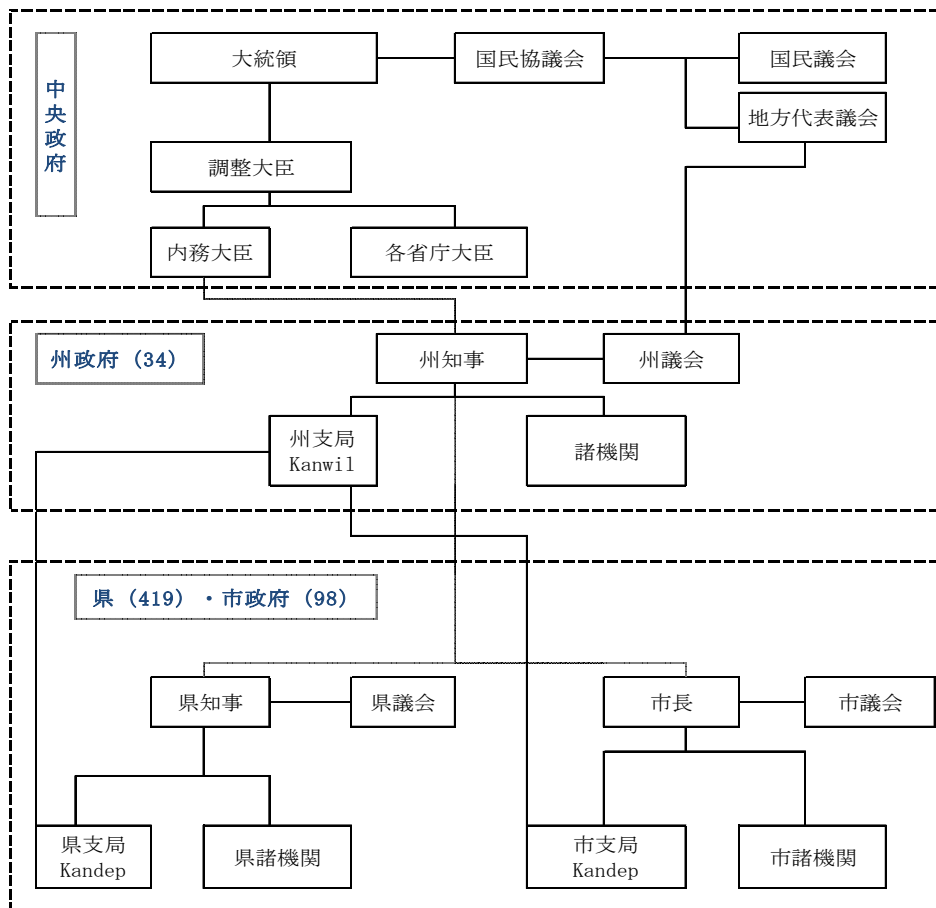
環境保護及び管理法では「limbah」を、種類に関係なくビジネス活動によって生じた残留物であるとし、limbahまたはその他の物質を環境中へ投棄することを禁止し、投棄は許可を得て、指定場所のみ可能としている。ちなみに水質管理政令では、排水を「air limbah」とし、「液状の産業活動残渣」と定義している。airはインドネシア語では水を意味する。

法令により、用語の定義が異なる場合があり、注意が必要である。

2 法の執行体制

2.1 法令に定められる関係機関の役割

インドネシアは人口 2 億 4 千万人、島数 17,504、面積 192 万平方キロの広い国土をもつ海洋島嶼国であり、その行政統治は、中央政府、州政府及び県・市政府の 3 層構造である（図 2.1）。



参考：州、県、市の数は Badan Pusat Statistik（中央統計局）「Statistik Indonesia 2015」

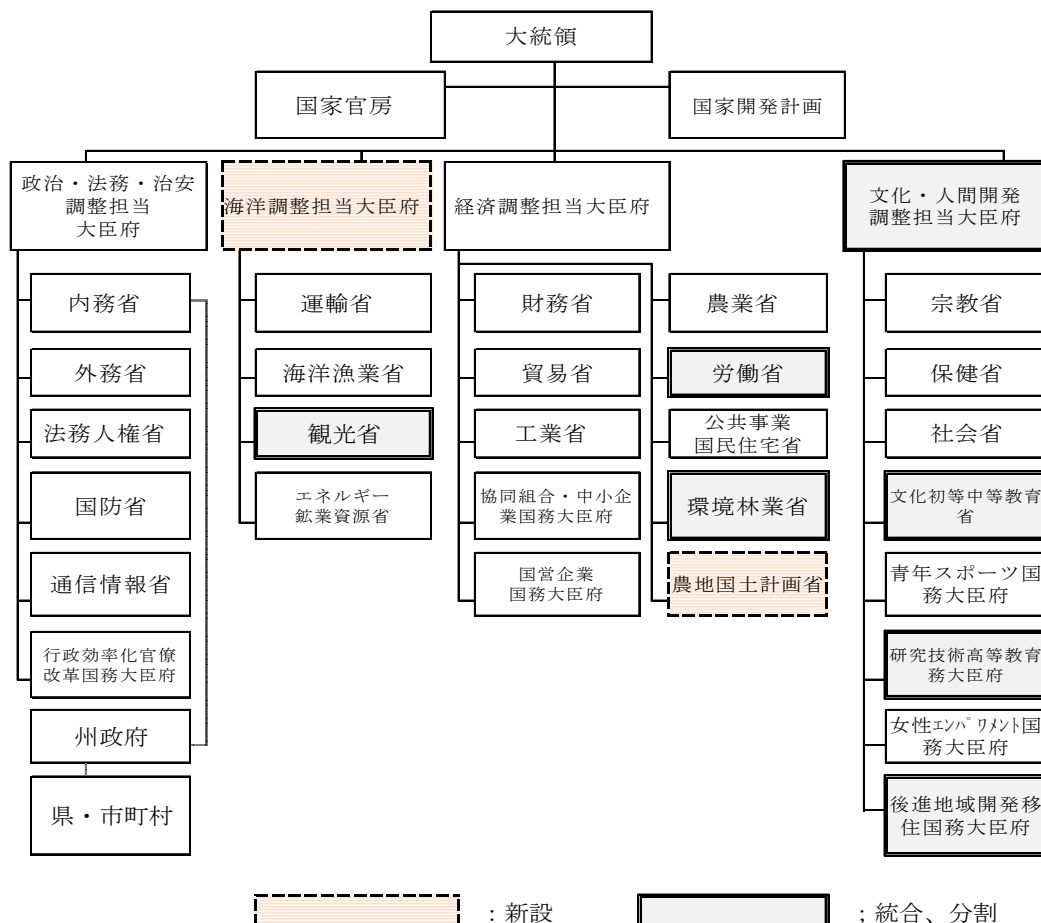
図 2.1 中央政府と地方政府

州、県、市の実際の大きさを、スマトラ島の北スマトラ州を例として示すと、北スマトラ州の面積は 7 万 3 千平方キロ（34 州のうち 9 番目）、人口 1,298 万人（34 州のうち 4 番目）、州の島数は 419、県数は 25 である。州内で、排水対策共同試験（環境省、2011~2014）が行われたランカット県は面積 6,272 平方キロ、人口 90 万人、県都はスタバット市（82 万人）である。州内の市の数はメダン市（210 万人）、スタバット市など計 8 市（この項、Badan Pusat Statistik 2015）である。

中央政府

30 年におよぶ中央集権的なスハルト体制が 1998 年に崩壊後、地方自治法(1999 年法律第 22 号)により、中央政府から地方政府への権限委譲が急激に行われ、全国規模の混乱が起こった。これ

を是正するため、現在の改正地方自治法（2004年法律第32号）と改正中央地方財政均衡法（2004年法律33号）が施行されたものの、地方分権化は基本的な方向となった。環境法令もこの流れに沿って制定されている。ユドヨノ大統領（2004~2014）の任期満了後、2014年10月にジョコ・ウィドド大統領が就任した。2015年には新大統領の施政方針に従って省庁改変が進められ、7省が統合・分割、2省が新設された。環境省は林業省と統合され、環境林業省となった（図2.2）。



出典：PerMen LHK Republik Indonesia Nomor 18, 2015

図 2.2 インドネシア中央政府機構

地方政府

2001年以降の分権2法の施行により、中央政府の権限は外交、国防治安、司法、金融・国家財政、宗教等に限定され、行政サービスの提供に関するほぼ全ての権限が県・市に移譲された。また、県と市は対等と明記された。この分権化は急激に進められ、権限委譲先である県/市の体制が整っていなかったこと、法律の施行令やガイドライン策定がかなり遅れたことなどを背景に、国と地方との役割分担が不明確なまま推移する時期が長く続いた。

環境行政の分野でも、環境省は各種施行規則、細則およびガイドラインを地方政府に示し、分権化後の円滑な環境行政実施の努力を続けている。

2.2 環境林業省

環境省

中央政府の環境部局は1978年に設置された。2002年1月に、環境政策の立案、地球環境問題等を担当していた環境省に、環境保全対策の実施、環境監視等を担当していた環境影響管理庁（BAPEDAL）が併合された。この環境省（Kementrian Lingkungan Hidup、略称「KLH」）⁷の責務は「環境管理及び環境影響防止に関する政策の形成及び調整を行う」こととされた。2014年10月にユドヨノ大統領の任期満了に伴い、国民の直接選挙により選任された、次期ジョコ・ウイドド大統領の施政方針に従って進められた省庁再編により、環境省は林業省と統合し、環境林業省となった（2015大統領令第7号、図2.2）。

環境林業省

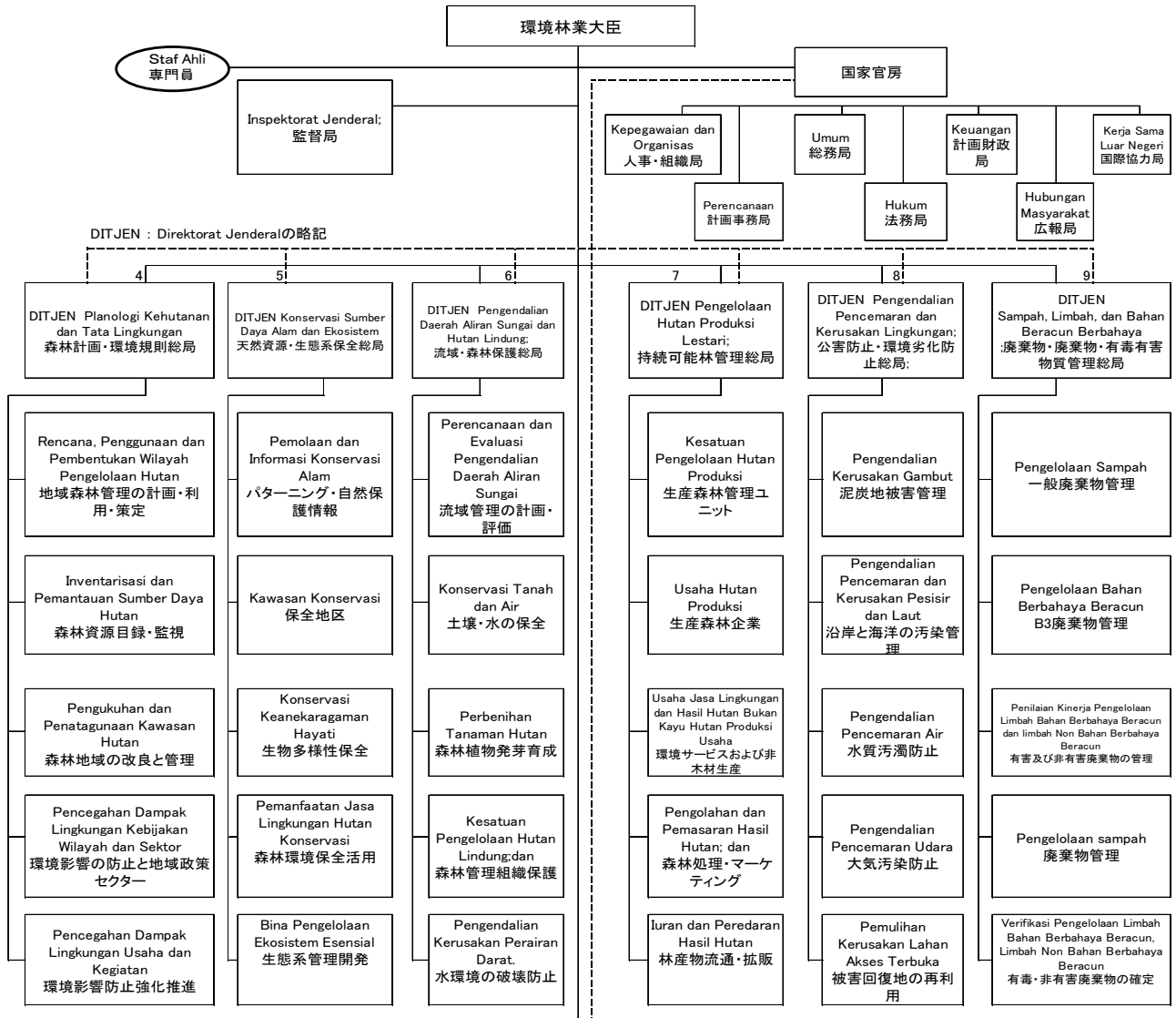
中央政府内での産業汚染対策、環境水質管理、大気汚染対策、騒音対策及び環境教育などは、旧環境省への集約化と法令整備が進み、1990年代に比べると各省庁がもつ権限の重複は少なくなっており、整理されてきている。

環境林業省の組織・職務については、2015年大統領令第16号、2015年環境林業大臣規則第18号に基づいて規定されている。図2.3（1/2）図2.3（2/2）に環境林業省の組織図を示す。地域特性、特に生態系の多様性に対応するため、環境省の附属機関としてエコリージョン管理センター（Pusat Pengelolaan Ekoregion、PPE）が6地域（スマトラ、ジャワ、バリ・ヌサトゥンガラ、カリマンタン、スラウェシ・マルク、パプア）に設立されていたが、2015年から名称はエコリージョン開発管理センター（Pusat Pengendalian Pembangunan Ekoregion、PPPE）となった。PPPEの職務は、自然保護、生態系保全、森林の活用と保全を目的とする次の内容となった⁸。

- 環境インベントリ（データベース）の作成と活用及び環境情報システムの開発
- 環境空間及び自然資源の利用と管理に係る調整
- 地域の生態系（エコリージョン）の保護と管理に係る環境職員能力開発

⁷ 正式名称は Sengketa Lingkungan Kementerian Negara Lingkungan Hidup。直訳すると環境担当国務大臣事務所となるが、ここでは環境省と訳す。商工省等の実質的な事業を持つ省は Departement となっている。

⁸ 環境林業省の組織と事務分掌（2015年環境林業大臣規則第18号、第556条）



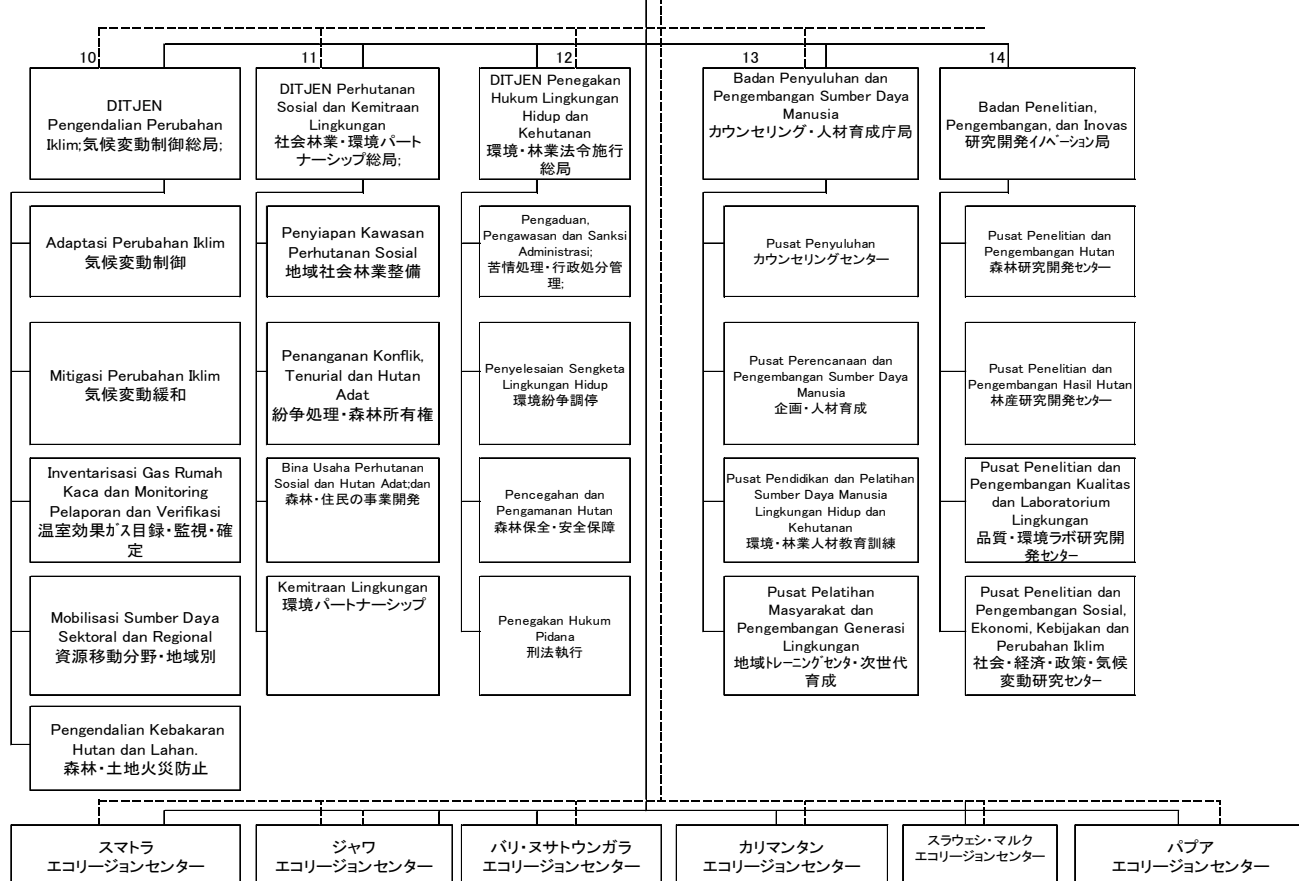
注1) 大統領を補佐する専門員分野 (Staf) は、(1) 組織相互協力・地域センター、(2) 国際貿易・工業、(3) エネルギー、(4) 天然資源の経済および (5) 食品の5分野

注2) B3廃棄物 : 危険、有害及び有毒な廃棄物

図 2.3 環境林業省組織図 (1/2)

(次ページに続く)

(前ページから続く)



注3) エコ・リージョンセンターの正式名は Pusat Pengendalian Pembangunan Ekoregion (エコリージョン開発管理センター)

出典 : Per Men LHK No : P. 18/MENLHK-II/2015 (2015年環境林業大臣規則第18号) の Lampiran 1~Lampiran 22 (Struktur Organisasi) をもとに作成

図 2.3 インドネシア環境林業省組織図 (2/2)

環境質・環境ラボ研究開発センター

環境質・環境ラボ研究開発管理センターの前身は、環境省環境管理センター（EMC、インドネシア語では PUSARPEDAL（Pusat Sarana Pengendalian Dampak Lingkungan））であり、日本の無償資金協力により建物、設備、機材の供与を受け、建屋は 1993 年 8 月に完成した（日本側投入：26 億 8,700 万円）。日本とインドネシアとの協議により合意された EMC の整備基本方針⁹は、①リファレンスラボ¹⁰としての機能を持つ、②国設モニタリング計画を策定し推進する、③環境情報システムを構築する、及び④環境研修機能をもつこと、とされた。この方針に従って、1993－2000 年に JICA のプロジェクト方式技術協力「インドネシア環境管理センタープロジェクト」、2002－2006 年に「インドネシア地方環境管理システム強化プロジェクト」が実施された。EMC の役割は、①環境モニタリングと環境質の評価、②環境質の測定項目、測定方法及び測定機器の校正法の管理（リファレンスラボ）、③国内の環境ラボの整備に係る調整と評価、であった。この基本機能は、2015 年以降の環境質・環境ラボ研究開発センター（Pusat Penelitian Kualitas Lingkungan dan Pengelolaan Laboratorium Lingkungan）にも引き継がれている。その職務は¹¹

- 環境ラボ・分析技術の開発・研究、環境質保全・環境管理に関する技術的政策の策定
- 環境ラボ運営、環境質保全・環境管理に関する研究
- 環境質保全に係るモニタリング、評価、普及、コラボレーション
- 国家リファレンス環境ラボ管理、地方政府環境ラボの技術支援
- 環境測定法管理、精度試験の標準作成、精度試験、校正装置管理

とされ、3 部 9 課構成となった。

教育研修センター

EMC の建物内に併設されていた教育研修センター（Pusat Pendidikan dan Pelatihan : PPP）は、組織上は 2015 年から、環境林業省のカウンセリング・人材育成局に属する環境林業人材教育訓練センター（Pusat Pendidikan dan Pelatihan Sumber Daya Manusia Lingkungan Hidup dan Kehutanan）に統合された。その職務は、環境林業省職員および環境保全、森林保全および林業に関わる人々を対象に、①教育と訓練による人材育成、②人材の育成政策および関連する技術ガイダンスの策定、などとなった。

⁹ Minutes of Discussion : Basic Design Study on the Project for Establishment of Environmental Management Center in the Republic of Indonesia（JICA-BAPEDEL,1991 年 7 月、ジャカルタ）

¹⁰ リファレンスラボ：特別市を含む 34 州及び約 500 の県/市の環境試験室（環境ラボ）は現在も整備途中のものが多い。これらの地方政府（州、県/市）の環境ラボ及び民営の環境ラボに対して、統一分析方法や標準的な環境モニタリング法などの技術的支援と指導を行うことができる中心的な環境ラボ。

¹¹ 2015 年環境林業省大臣規則第 18 号 1400 条

2.3 法執行上の課題

インドネシアでは、2001年に地方分権化が本格的に進められ、政治的混乱のなかで中央政府からの権限移譲は、州政府を飛び越え、当時302の県(416)と89の市(98)計391(514)の地方政府へ行われた。(括弧内数字は2014年度の県/市の数)

(1) 中央政府と地方政府における課題

1) 2002年に、環境影響管理庁(旧BAPEDAL)4局が環境省(KLH)3局に統合された。旧BAPEDALは1990年に設置され、工場や大規模開発行為の監視・規制を行う機関であった。環境省へ統合されたが、職務に関連する権限は地方分権により地方政府へ委譲されたため、環境省は法執行の権限を持たない部門を多く抱える状態になった。

2) 分権化後の中央政府の重要な職務は、政策方針の策定、必要な規制の法制化、現場の地方政府による執行のための施行令、施行細則の迅速な策定などである。

環境行政での課題は、法執行の基本となる水質・大気の保全対策、廃棄物管理などに係る基本的な環境法令の施行令の策定が遅い場合が多く、数年を経た後策定される場合もあった。地方政府にとっては、義務的職務と規定されているにもかかわらず、職務遂行で、州政府との役割分担や業務詳細が不明確なため、適正に執行できない事態がおこる。

3) 天然資源管理や環境問題への対応に関して、権限が中央政府に残っている部分があり、環境にとって持続的開発ではない決定がなされることがある。

4) 企業格付けや環境美化に係る環境省プログラムの意義

情報公開を通しての企業の評価や環境美化啓発は大切であり、環境基本法にもその旨の記述がある。しかしながら、環境水質レベルなどが劣悪で経年的にも悪化しているインドネシアの現況のなかで、優先度が高いと考えられるのは、中央政府、地方政府および企業のガバナンス強化であり、特に汚濁負荷源の監視・規制という環境行政の基本的な職務を担っている地方政府の強化であり、支援であると考えられる。大々的に行われているADIPURA(環境表彰・啓発)やPROPER(情報公開・企業格付け)のようなボランタリー的な(県/市や企業の任意参加)環境省プログラムは、中央も地方も含めて、限られた人的資源に過剰な負荷をかけている可能性がある。PROPERは大企業のみが対象で、圧倒的に数が多い中小企業が対象としないこと、外部評価が不十分との指摘¹²、ADIPURAに対しては環境問題を抱える市までもが表彰されるなど、評価過程の不透明性¹³が指摘されている。

5) 州政府に依存する環境モニタリング

例として、西ジャワ州のバンドン市、ボゴール市、中部ジャワ州のスマラン市、北スマトラ州

¹² JICA、インドネシア国「環境保全プログラム」プロジェクト形成調査報告、2007.

¹³ The Jakarta Post, KPK(汚職撲滅委員会) searches ministry for Adipura scandal, January 14 2011.

のメダン市のように比較的体制が整っていると考えられる県／市でも、財政不足や人的資源などの問題を抱えており、州政府が環境モニタリングを行っているケースが多いとされている。

以上の事例のように、地方政府の環境行政実施能力は分権化後、既に14年以上を経過した現在も、地域により差はあるものの、十分とはいえない。2007年に「環境管理に関する国民投票」が実施され、環境省に対する好感度（popularity）は23%程度であった。また、環境省規則については88%が認知しておらず、またそのうちの24%は「環境省は強制力を持っていない」との回答があった。行政評価システムも導入されているが、環境省は厳しい評価を受けているという。

- 地方環境職員の能力強化の必要性は分権化開始当初から強く認識され、日本へも地方政府の環境管理能力強化などに関する協力要請があり、支援・協力が2002－2006年と2009－2011年（JICAプロジェクト方式）、2011－2014年（環境省）により実施された。今後とも協力が重要と考えられる。
- インドネシア環境省（現環境林業省）によっても、ここ数年、環境法、政令の施行令や施行細則、ガイドラインなどを整える努力がなされている。また日本からの協力のなかでも、インドネシア側と共同で作成された環境法令についての手引き書や排水処理ガイドラインなども存在する。それらの存在を知らしめる努力も含め、多くの地方政府が活用し、適正な法執行がなされるための研修・訓練への協力が継続して行われる必要がある。

（２） 公害防止対策について

インドネシアの環境対策全般に共通する課題として、専門技術者、特に地方政府環境職員の人員確保と能力強化、中央政府の政策・戦略の周知と実行、市民の意識改革と市民参加の奨励が望まれる。これらの課題に加え、以下のような細部での注意が必要と考えられる。

1) データの活用推進－環境行政はデータ行政であることの認識

- ジャカルタ特別市等は財政規模が大きいこともあり、複数の大気汚染連続モニタリング、マニュアル試料採取及び測定を、組み合わせて実施している。連続モニタリングはその維持管理に多額の費用を要するだけに、データの代表性や精度チェック、さらにはデータ解析体制整備が重要である。
- ダイナミックな大気現象を「サンプリング間隔の短い時系列」で継続して把握する自動モニタリングデータは、少数定点であってもデータ精度が確保され、他の環境情報（マニュアルデータ、気象水文情報、移動・固定発生源の情報など）が収集されれば、大気汚染防止のためのさまざまな解析が可能である。自動連続測定法は、一定地域で測定点を増やすより、たとえ限定された測定点であっても精度が保たれている「使えるデータ」とする努力と、活用努力が重要である。
- データの精度確保については、データ活用が進むほどその重要性が認識される。時系列データ解析の技術者確保や、インドネシア国内における大学・研究所とのデータ解析の連携、解析成果の発表や情報交換に対する日本の協力も重要と考えられる。
- 大気汚染対策機器は非常にコストが高いため、インドネシアでは、パッシブサンプラー法の

ような簡易測定法が多用されはじめている。簡易測定法は、簡易という利点を活かすことで、目的によっては優れた測定法であるが、データ精度には限界があり、目的を絞った測定計画（測定地点数、位置選定、測定頻度の検討）を入念に検討する必要がある。特に“政策決定や政策評価”にまで用いる情報を得たい場合、情報収集・管理システムの整備は極めて重要であり、この部分への投資・育成への理解が十分とはいえない現況である。

2) 環境水質モニタリング

2001年12月交付の政令82号「水質管理及び水質汚濁防止に関する政令」では、河川水質モニタリング頻度が年2回となっている。自主財源で、年に数回以上行っている州/県もあるが、インドネシアの河川水質の動特性からみて、モニタリングで最も重要な経年トレンドの評価には使えないデータとなっている。根本的な課題であり、少数でも基本定点を設け年12回の測定を義務付ける政令の改訂が望ましい。

3) 工場排水モニタリング

2009年に再改訂された環境管理法では、工場等に排出基準を遵守させることを目的に、罰則規定が大幅に強化された¹⁴。また、地方分権の流れのなかで、2001年政令82号により、工場排水のモニタリングは県・市の管轄となっている。しかし、実務上の問題が多い。

例えば、県・市などの環境局が、基準値を上回る汚濁物質を排出している工場を発見しても、自前の公的認証分析室を持たないため、測定記録の証拠による、迅速な裁判所への提訴と罰則の適用は難しい。このため、違反者への対応は、警告書の送付にとどまっている。2006年度から地方政府（県/市）の分析室整備費用は、中央政府からの特別分配金（DAK）の公布対象となり整備が進められているが、分析技術者の不足と育成に課題を残している。また州のいくつかは公的認証をもつ水質分析ラボをもつが、予算の不足と地方分権の進展に伴い、州政府による工場排水へのモニタリングは実施されていない。

上記2001年政令第82号の執行では、地方政府職員にとって、いくつかの施行規則が不可欠となる。2.3.1でもふれたように、それらは長く策定されず、ようやく工場立ち入り等の規則や細則をはじめ、実用できるガイドラインが2010年に制定された（2010年環境大臣規則第1号）。今後はこの規則・手順書の地方政府への周知徹底や、モニタリング試料の分析体制の整備が課題であり、それらを支える各政府及び企業双方のガバナンスや遵法精神の強化が必要と考えられる。

¹⁴ 故意に本法を違反した場合には、10年以下の懲役または100億ルピア以下の罰金、死亡事故につながった場合には15年以下の懲役または150億ルピア以下の罰金が科せられる。